

派遣先における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 労働施策総合推進法の適用に関するリーフレット

厚生労働省より日本商工会議所宛に、派遣先における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の適用に関するリーフレットの周知依頼がありました。

リーフレットには、派遣先にも、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法における①妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、②育児休業等の申出・取得等を理由とする不利益取扱いの禁止、③職場におけるハラスメントを防止するための雇用管理上の措置等、④妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が適用される旨について、詳細に記載されています。

事業所様におかれましても内容のご確認をお願いします。

○ [「ご存じですか？派遣先にも男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が適用されます」リーフレット](#)